

(平成23年5月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和38年3月1日）及び資格取得日（同年9月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月1日から同年9月1日まで
被保険者記録照会回答票で空白期間があることが分かった。

しかし、私は、昭和33年3月14日にA社に入社し、44年7月20日に退職するまでずっと正社員で継続して勤務していた。

その間、A社C店、D店、本社、E店と転勤はあったが、一度も退職や再就職などしたことが無いにもかかわらず、同社D店に勤務していた期間のうち昭和38年3月1日から同年9月1日までの期間、空白期間があることに納得がいかない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A社C店において昭和33年3月14日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、38年3月1日に資格を喪失後、同年9月1日に同社D店において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業所名簿により、A社C店は、昭和38年3月1日に名称変更

により同社D店となっていることが確認できるところ、申立期間当時、同社C店から同社D店と一緒に移籍した元同僚 10 人のうち 5 人は、「申立人とは、同社C店からずっと一緒だった。厚生年金保険の加入期間に空白は無かったと思う。」と証言している上、この元同僚 10 人の厚生年金保険の加入記録を確認すると、同社C店から同社D店へ移籍した際における厚生年金保険の加入記録は継続していることから、申立人も同様に被保険者資格を継続すべきものであったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 社 C 店の昭和 38 年 2 月の社会保険事務所の記録から、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録する特段の事情もうかがわれないことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 38 年 3 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

青森国民年金 事案 650 (事案 453 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から 52 年 3 月まで

申立期間について、第三者委員会で訂正不要の判断がなされたが、納得できないので再申立てする。今回新たに提出する平成 9 年度及び 10 年度の国民年金保険料納付通知書兼領収書に記載されている基礎年金番号を見ると、A 社の厚生年金保険被保険者手帳記号番号と同じであり、この番号については、市役所で平成 10 年 1 月に手続した時に提示したことはなく、市役所が分かるはずがないにもかかわらず、私の基礎年金番号とされていたことから、申立期間の国民年金保険料について、同社を辞めた後、同社での年金手帳を市役所に提示し、その番号で納付していたということになると思うので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 63 年 1 月 7 日以降に払い出されており、国民年金の被保険者資格取得日は同年 4 月 1 日であることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと推認されること、ii) 申立人は、昭和 51 年 3 月に A 社を退職し、B 県 C 市から D 県 E 市に住所変更して以降、他市町村に住所変更した記録が無いことから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は国民年金保険料納付を示す資料として新たに平成 9 年度及び 10 年度の国民年金保険料納付通知書兼領収書を提出し、当該納付

通知書兼領収書に記載されている基礎年金番号により、申立期間に係る国民年金保険料を納付したと主張しているところ、当該基礎年金番号を確認すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者手帳記号番号が、平成9年1月から導入された基礎年金番号制度の当初において、当該記号番号が基礎年金番号とされていることが認められるものの、申立期間当時は、基礎年金番号制度導入以前であること、及び申立人は申立期間において国民年金の未加入期間であったことから、当該手帳記号番号により申立期間の国民年金保険料を納付することは、制度上不可能であったと考えられる。

また、申立人の基礎年金番号通知書を確認すると、平成9年1月1日に在籍していた会社の厚生年金保険被保険者手帳記号番号と同じであるところ、E市の現在の担当者は、「平成9年当時は、厚生年金保険から国民年金への加入手続の際に、本人が、窓口で基礎年金番号通知書を持参すればその番号により、また、年金手帳を持参した場合にはその年金手帳記号番号により、基礎年金番号として手続を行う取扱いをしていたと思われる。」と述べている。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、このほか委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月 31 日から 10 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 10 月 26 日から平成 9 年 12 月 31 日までの期間、A 社に勤務し、毎月、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるにもかかわらず、同年 12 月 31 日を資格喪失とされていることに納得できないので、調査の上、10 年 1 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに B 厚生年金基金より提出された厚生年金基金加入員台帳及び厚生年金基金加入員資格喪失届により、申立人が A 社を退職した日は、平成 9 年 12 月 30 日と確認でき、厚生年金基金加入員被保険者資格を喪失した日は退職した日の翌日である同年 12 月 31 日と届出されていることが確認できることから、当該被保険者資格喪失日はオンライン記録と一致している。

また、申立期間当時の当該事業所の社会保険事務担当者は、「健康保険厚生年金保険資格喪失届と厚生年金基金加入員資格喪失届の様式は、複写式であった。」と供述している。

さらに、申立人より提出された平成 9 年 1 月から同年 12 月までの給与明細書を見ると、給与から控除されている厚生年金保険料額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う保険料額であることが確認できることから、当該給与明細書は申立期間当時のものと考えられるところ、標準報酬月額が改定された同年 10 月の翌月である同年 11 月の給与から、変更された厚生年金保険料が控除されていること、及び前記の社会保険事務担当者は、「厚生年金保険料は、翌月控除であった。」と供述していることを踏まえると、同年 12 月の給与から控除されている厚生年金保険料は、同年 11 月の

保険料と推認できる。

加えて、当時の事業主二人に照会したところ、一人は、「自分は何も分からない。もう一人が全て給与等を決め、管理していた。」と述べており、申立人の弟である他の一人は、「申立期間について、申立人は、当該事業所に在職していた。」と述べているものの、「会社を平成10年に閉め、親会社で整理してもらい、その後、親会社も倒産したため、関係書類は無い。」と述べている上、元事業主が親会社であるとするC社及びD社に照会したが、申立人の主張を裏付ける関連資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。